

令和8年度 障がい者等に対する軽自動車税の減免

<障がい者手帳等の交付を受けた方に対する減免>

【減免の対象となる方】

- ◆身体障がい者手帳の交付を受けている方(身体障がい者)

障がいの区分		本人運転の場合	家族運転・介護者運転の場合
視覚障がい		1～4級までの各級	
聴覚障がい		2～3級	
平衡機能障がい		3級	
音声機能障がい		3級(喉頭摘出者に限る)	
肢体不自由	上肢	1級、2級のうち両上肢に障がいがある方	
	下肢	1～6級	1～2級 3級のうち、両下肢に障がいがある方
	体幹	1～3級、又は5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢	1級、2級のうち両上肢に障がいがある方	
	移動	1～6級	1～2級 3級のうち、両下肢に障がいがある方
内部(心臓、じん臓等)機能障がい		1～3級	

- ◆療育手帳の交付を受けている方(知的障がい者)

障がいの程度が「A」の方

- ◆精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方(精神障がい者)

障がい等級が1級の方

- ◆戦傷病者手帳の交付を受けている方(戦傷病者)

障がいの程度が一定の範囲に該当する方

※該当する障がいの程度は、山形市役所市民税課にお問い合わせください。

【減免の対象となる車両】

障がい者ご本人が所有する軽自動車等(自家用)に限ります。

ただし、◎18歳未満の身体障がい者、◎知的障がい者、◎精神障がい者の場合は、障がい者の方と生計を同じくする方が所有する車両でも対象となります。

※減免可能台数は、普通自動車・軽自動車等を含め、障がい者の方1人について1台です。

【運転の形態】

「本人運転」…身体障がい者または戦傷病者の方本人が運転するもの

「家族運転」…障がい者の方の通学・通院・通所・生業のために継続的に、生計を同じくする方が運転するもの(別居の場合は、扶養関係にあることが条件となります。)

「介護者運転」…障がい者のみで構成される世帯で、常時介護する方が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの

※知的障がい者・精神障がい者の方本人が運転する場合は、減免に該当になりません。

【運転の頻度】

家族運転の場合は月1回以上、介護者運転の場合は週3回以上、障がい者のために運転することが要件となります。(複数の病院等が証明する通院頻度の合計が、要件を満たしていれば該当します。)

【申請に必要な書類等】

本人運転の場合	家族運転・介護者運転の場合
① 軽自動車税減免申請書(窓口で記入) ② 軽自動車税納税通知書(毎年5月上旬送付) ③ 自動車検査証(車検証)の原本 ※ 電子車検証の場合は「電子車検証」と「自動車検査証記録事項」 ④ 運転免許証(実際運転する方のもの)の原本 ※ マイナ免許証の場合は「マイナンバーカード」 ⑤ 障がい者手帳 ⑥ 個人番号が確認できる書類のうち、次のいずれか1つ ・マイナンバーカード ・マイナンバー通知カード ・住民票記載事項証明書(マイナンバー記載のもの) ・住民票の写し(マイナンバー記載のもの)	【家族運転(同居の場合)】 左記の①から⑥に加えて、 ⑦ 使用目的を証する書類(通院証明書、通学証明書、通所証明書、通勤証明書、児童施設在籍証明書など) ※ <u>証明日は、減免申請する年の4月1日以降のもの</u> のみ有効です。 【家族運転(別居の場合)】 同居の場合に必要な①から⑦に加えて、 ⑧ 扶養関係が分かる書類(健康保険証、源泉徴収票等) 【介護者運転】 左記の①から⑥に加えて、 ※⑤については、世帯全員の手帳 ⑨ 自動車運行計画証明書 ⑩ 誓約書

＜構造が障がい者の利用のためのものである車両に対する減免＞

車椅子の昇降装置、固定装置等、構造上障がい者の利用に専ら供するためのものと認められる軽自動車等が対象となります。車両数の制限はありません。

【申請に必要な書類等】

- ① 軽自動車税減免申請書(構造車減免用)
- ② 軽自動車税納税通知書(毎年5月上旬送付)
- ③ 自動車検査証(車検証)の原本(電子車検証の場合は「電子車検証」と「自動車検査証記録事項」)
- ④ 車検証に車いす移動車などの記載がない場合、車両のナンバーと車体の形状が分かる写真
- ⑤ 個人番号又は法人番号が確認できるもの

＜社会福祉事業用の車両に対する減免＞

社会福祉事業を行う法人等の所有する軽自動車等で、社会福祉事業の用に供する施設利用者の輸送及び利用者に対する物品又は利用者が使用する物品の輸送に専ら使用する軽自動車等が対象になります。車両数の制限はありません。

- ・ 訪問看護や社用で使用する職員の異動用の車両は減免になりません。
- ・ 施設の維持管理に使用する車両は減免になりません。
- ・ リース車は減免になりません。

【申請に必要な書類等】

- ① 軽自動車税減免申請書(公益減免用)
- ② 軽自動車税納税通知書(毎年5月上旬送付)
- ③ 自動車検査証(車検証)の原本(電子車検証の場合は「電子車検証」と「自動車検査証記録事項」)
- ④ 事業内容を確認できる書類(定款の写し等)
- ⑤ 車両の使用状況を確認できる書類(運行日誌等)

＜生活保護法の規定による扶助等を受けている方に対する減免＞

生活保護法の規定による扶助等を受けている方が所有する車両に対する減免です。申請に必要な書類等はお問い合わせください。

＜申請時期・申請場所等＞

申請期間 … 軽自動車税の納税通知書発付後、**令和8年6月1日(月)(納期限)まで**です。

申請場所 … 山形市役所市民税課 (2階21番窓口) 641-1212(内線311)

受付時間 … 平日の午前8時30分から午後5時15分までです。